

第26回
消費者教育推進会議
議 事 録

消費者庁消費者教育推進課

第26回消費者教育推進会議 議 事 次 第

1 日 時 令和元年10月28日（月）10：00～11：57

2 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

3 議 題

- (1) 会長選出
- (2) 会長代理指名
- (3) 委員挨拶
- (4) 今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）

4 出席者（敬称略・50音順）

委員：青木 秀子、東 珠実、石川 薫、岩本 諭、川野 玲子、坂倉 忠夫、坂本 有芳、高岡 麻美、武井 敏一、永沢 裕美子、中村 新造、萩原 康秋、原 早苗、藤脇 智恵子、俣倉 朋美、山崎 智美

幹事：警察庁生活安全局：太田尾生活経済対策管理官付係長【代理出席】

金融庁総合政策局総合政策課総合政策管理官：佐藤総合政策管理官

総務省大臣官房企画課：藤野課長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課：横山法務専門官【代理出席】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課：田中課長補佐【代理出席】

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課：西山課長補佐【代理出席】

経済産業省商務情報政策局

商務・サービスグループ消費経済企画室：内田室長

消費者庁：衛藤内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、

伊藤長官、高田次長、高島審議官、宮原消費者教育推進課長、米山企画官

5 配付資料

資料1 委員名簿

資料2 幹事名簿

資料3

3-1 今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）

3-2 第四期消費者教育推進会議スケジュール（案）

3-3 第四期消費者教育推進会議 分科会（案）

参考資料

参考資料1 消費者教育の推進に関する法律

参考資料2 消費者教育の推進に関する基本的な方針

参考資料3 第3期消費者教育推進会議取りまとめ

○宮原消費者教育推進課長 それでは、定刻でございますので、ただいまより、第26回「消費者教育推進会議」を開催いたします。

皆様、御多用のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、第4期会議の初回でございます。また会長が定まっておられませんので、会長を選出いただくまで、事務局で進行させていただきます。

本日は、飯泉委員、色川委員、清水委員は御欠席でございます。

本日は、内閣府特命担当大臣の衛藤晟一大臣に御出席いただいております。衛藤大臣に一言、御挨拶をいただきたいと思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○衛藤大臣 おはようございます。消費者及び食品安全担当大臣の衛藤晟一でございます。第4期消費者教育推進会議の初回となる会議の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様方には、それぞれのお立場で消費者教育の推進に日々御尽力いただいておりますことに深く敬意を表します。

現在の消費者行政は、悪質事業者への対応に加え、事業者と消費者が連携して新しい経済社会を構築していくことが大切であると考えています。このためには、だまされない消費者、自立した消費者を育成する必要があり、消費者教育は特に重要であります。

先日、京都府知事、京都市長と意見交換いたしました。成年年齢引き下げに対応した若年者への消費者教育の充実について、知事等から、高校に加え、さらに下の世代や高齢者等に対する消費者教育の必要性について、御指摘をいただきました。これらの御意見をいただき、全世代に向けた消費者教育の重要性を改めて感じました。

第4期となる消費者教育推進会議委員の皆様の一層の御指導をお願いし、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮原消費者教育推進課長 ありがとうございます。

大臣は、公務のため、ここで退席されます。

○衛藤大臣 どうぞよろしくお願ひいたします。

(衛藤大臣 退席)

○宮原消費者教育推進課長 報道の方のカメラ撮りは、ここまでといたします。

(カメラ撮り終了)

○宮原消費者教育推進課長 それでは、議事次第をごらんください。

本日の議題でございますけれども、「1 会長選出」「2 会長代理指名」「3 委員挨拶」「4 今期の消費者教育推進会議の進め方について」でございます。

お手元の資料をごらんいただければと存じます。座席表、配付資料、参考資料をお手元にお配りしております。

また、会議資料とは別に、たくさんの委員の方々から配付資料をいただいておりますので、それもあわせて、お手元にお配りさせていただきます。

委員の御紹介につきましては、お手元の資料1の「委員名簿」でかえさせていただきます。自己紹介は後ほどお願いする予定にさせていただきます。

続きまして、この会議では幹事を置くこととしております。お手元の資料2の「幹事名簿」で御紹介にかえさせていただきますと存じます。

それでは、当会議の会長の選出に移りたいと存じます。消費者教育推進会議の会長は、委員の互選となっております。御推薦等、委員の皆様から御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員 萩原でございます。よろしく願いいたします。

消費者教育推進法に基づく、この会議でございますけれども、第4期目ということでございます。私は、前期、第3期から参加させていただいているところでございますが、今回、新たなメンバーも多く、半分ぐらいが新たなメンバーと伺っておりますけれども、私自身も新たな気持ちで参加したいと思っております。

そうした中で、会長でございますけれども、前期も会長を務められ、多くの議論をよく御存じでありますし、また、経験も豊富でございます。さらに、前期の地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会の座長も務められました。私もそこには参加したわけでございます。そうした中で、内容をよく御存じの方でございます東委員にできれば会長をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○宮原消費者教育推進課長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

では、東委員にお願いするというところで、皆様、いかがでございましょうか。

(拍手)

○宮原消費者教育推進課長

ありがとうございます。

では、東委員に会長をお引き受けいただきたいと存じます。東委員におかれましては、議長席のほうに移動をお願い申し上げます。

(東委員 議長席に移動)

○宮原消費者教育推進課長 では、就任の御挨拶をいただきますとともに、会長代理につきましては、会長の指名によるものとなっておりますので、会長代理の御指名をお願いいたします。

○東会長 それでは、失礼いたします。ただいま御指名、御承認をいただいたということで、今期も引き続き推進会議の会長を務めさせていただきます、椋山女学園大学の東と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の自己紹介と御挨拶ということで、少しだけお話しをさせていただきます。私の所属しております椋山女学園大学は、名古屋にございます。そして、大学に所属しております

ので、ふだんは学生たちと一緒に消費者教育・啓発の実践的な取り組みをしております、今はエシカル消費の普及啓発というものが、そこでの大きなテーマになっております。

また、研究活動といたしましては、日本消費者教育学会の会長も務めさせていただいております。日本消費者教育学会の御案内も、きょう、資料に入れさせていただきましてので、御関心がおありでしたらごらんいただければと思います。

さて、推進会議についてですけれども、第3期、この7月に終わったところがございます。振り返ってみますと、当初は大きく2つのテーマがございまして、1つは、基本方針の見直しについての意見を提出するという御議論いただき、そして、もう一つは、成年年齢引き下げへの対応ということで、若年者の消費者教育についても、こちらは分科会を設けて御議論いただいたところがございます。

若年者の消費者教育の分科会では、2回、取りまとめをさせていただいて、一度目は、これから若年者に消費者教育を推進するためには、教員の指導力を向上させることが大事だということを確認し、そのための課題を挙げさせていただきました。

そして、後半の取りまとめでは、消費者教育の教材についての議論の中で、例えば中学生向けの教材を少し更新させていただいて、「消費者センスを身につけよう」といったものを見直したり、それから「社会への扉」を活用していくということで、パワーポイントの資料をつくったり、活用をどうやってしていくかということなども議論しました。しかしながら、その中で、大きな課題として、消費者教育ポータルサイトのあり方を少し見直していかなければいけない。こちらについては、以前よりさまざまところで御意見いただいておりますけれども、抜本的にといいますか、全体の仕組みももう一度考え直していくということも課題として出てまいりました。

また、推進会議の後半のほうでは、地域連携の分科会ということで、こちらにも改めて議論を深めてまいりました。消費者教育コーディネーターの役割と実態が今どうなっているか、これからどうやって活用していくことができるのかという議論を繰り返す中で、最終的には消費者教育コーディネーターそのものよりも、むしろ自治体の消費者教育の取り組みに関するコーディネート機能を強化していくということが、一つの結論・方向性として出たところがございます。これにつきましても、これから地域協議会であったり、各自治体の計画といったものも広く捉えて、地域のまさに全ての消費者を対象とした消費者教育が、どういう形で効果的・効率的に進められるかということ、まだまだ議論を深めていく必要がございます。

そのほかにも、高度情報ネットワーク化に対応する消費者教育の推進も、当初より委員の皆様御関心、その必要性についての御意見が非常にあったところがございますが、専門的な分野であったり、まさに今、動いている途中のテーマでもあったりということで、こちらについては、第3期には議論することはなかなかできませんでしたが、そういったものも残された課題の一つになっております。

ということで、幾つかの課題が残っておりますが、前期から引き続いて委員になってい

らっしゃる方、また新しく委員になられた方も半々の今期の推進会議でございますので、以前の議論を踏まえつつ、また新しいいろいろな視点で御意見をいただきながら進めていくことができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って失礼いたします。引き続きまして、私が不在のときの会長代理の指名ということで、先ほどお話をいただきました。私の不在時などの会長代理といたしまして、第3期から消費者教育推進会議に御参加されている岩本委員にぜひお願いできればと思っております。御承認いただけますでしょうか。

(拍手)

○東会長 ありがとうございます。

それでは、岩本委員、お席の移動をお願いいたします。

(岩本委員 会長代理席へ移動)

○東会長 それでは、一言、御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○岩本会長代理 今、御指名をいただきました、佐賀大学の岩本諭でございます。

私は、第3期から委員を務めさせていただいております。私は、所属は佐賀大学の経済学部でございますけれども、専門は法律でございます。独占禁止法、消費者法を専門としているところでございます。独占禁止法といいますと、市場の競争秩序、ルールを守るということでもありますけれども、この消費者問題というのは、個々の消費者の特性や消費生活の多様性と、市場のルールだけでは全部カバーできない、さまざまな問題を抱えているということで、その一つとして消費者教育がありますし、また消費者教育を充実することによって、そうした自立性を高める。

それによって、さまざまな問題に個人が対処していける力を身につけるとともに、それをどう支えていくのかという行政の問題も非常に重要な課題と認識しているわけでありまして、何よりも消費者教育を推進するということが非常に大きな課題であるし、また国の向かう方向であると考えているところでございます。

大変微力でございますけれども、お役目を果たせればと思っております。よろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、各委員の御挨拶ということで、お願いしたいと思います。

青木委員からお願いできますでしょうか。

○青木委員 花王株式会社の青木秀子と申します。前期から委員を務めさせていただいております。今期もどうぞよろしくお願いいたします。

きょう、自己紹介を兼ねて、お手元に資料をお配りさせていただいております。これは、私どもの花王グループで、いわゆる社会貢献活動として、これまで環境、教育、コミュニティなど、かなりさまざまな活動をしておりまして、この社会貢献活動の報告書、ホームページにもアップしておりますが、添付させていただいております。これは、花王グルー

プ、国内外を含めてやっている活動ですが、それぞれの事業者が、最近非常に活発にそれぞれの得意の分野でさまざまな活動を行っております。そうした活動の一例として、ごらんいただければと思いますし、また何か具体的に連携することがあれば、ぜひお声がけいただければありがたいと思っております。

一方、私は、事業者団体の経団連の消費者政策委員会の企画部会長も務めております。今、事業者には、高度情報化、高齢化、価値観の多様化が進む、あるいはグローバル化が進むと、これまでにない非常に大きな変革が押し寄せてきております。一方で、国連で採択されたSDGsの目標に向かって、本来の事業活動を通じた社会課題の解決と経済成長とを両立させていくという、こういうことも非常に求められているときだと認識しております。

特に、高度情報化のところは、急速にSNS、スマホ、AIの進展で、これまで以上に消費者自身の皆さんの発信力、あるいはいろいろな活動が非常にダイナミックに動いていると感じております。まさに、キャッシュレスもさらに大きく進んでいると感じておりまして、これらは自立的な消費者市民社会に向かっていくと実感できるとともに、消費者と事業者というのは、これまでの枠組みじゃなく、消費者自身も事業者になり得る、あるいはシェアリングがあるという新しい枠組みが非常に急速に進んでいるので、前期、課題になっております高度の情報ネットワークに関して、具体的にどういう視点で、これまでにない課題があるのかという議論を、ぜひ今期、皆さんと深めさせていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、石川委員、お願いいたします。どうぞ、皆様、おかけになったままで、この後はお願いいたします。

○石川委員 失礼いたします。埼玉県教育局高校教育指導課の石川薫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

自己紹介ということでございますので、私どもの課の仕事について、少しお話をさせていただきます。高校教育指導課ということでございまして、主に教員の研修、教育課程の編成、教科書関係、入学者選抜関係、ICT、グローバル関係、産業教育、キャリア教育まで、県立高校におけます教育全般に対する指導・助言を行っているところでございます。実は、私はもともと家庭科の教員でございまして、高校の家庭科の教員の後、家庭科の指導主事、現場の管理職、総合教育センターなどで勤務しました後、現在の職ということになっております。

消費者教育につきましては、学校教育においても大変大きな課題の一つでございまして、私どもの課におきましても、さまざまな取り組みを行っているところでございます。高校では、教科で申しますと、公民や家庭科の中で主に学習しているわけですが、総合的な学習の時間、今度、探求になります。また特別活動、学校全体で講演会などを実施している学校もございます。

皆さん、御案内のことと思いますが、家庭科での具体的な事例を少し紹介いたしますと、例えば本県では、教員の各年次研修におきまして、民法改正に伴う消費者教育の一層の充実に向けた、実践的な取り組みの事例などを研修の中に組み込んで行っております。特に家庭科におきましては、消費者庁のほうで作成いただいております「社会への扉」を平成29年に家庭科の悉皆研修で配布して、その後、事業での積極的な活用を図っているところでございます。

昨年は、高校の校長会におきまして、国民生活センターの相談員の方を講師に招いて、高校生で身につけてほしい消費者力と題して講演会を実施したりもしております。さらに、県の消費生活センターとも連携させていただいて、セミナーなどは毎年、教員のほうにも周知して参加を促しているところでございます。ことしは、特に本県の家庭科教員を1名、県の消費生活センターに長期研修として1年間、派遣しているところでございます。きょうも傍聴に来ていると伺っております。

全世代を対象とした消費者教育の充実というのは、本当に喫緊の課題であると考えております。県としても、しっかりと消費者教育の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。初めての参加ということで、お力になれるか不安ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、川野委員、お願いいたします。

○川野委員 全国消費生活相談員協会九州支部の支部長をさせていただいております川野玲子と申します。それでは、着席してお話させていただきます。

全国消費生活相談員協会九州支部の川野ですが、全国消費生活相談員協会について、少し御紹介させていただきます。全国の自治体の消費生活相談窓口で相談業務を担っている消費生活相談員を主な構成員とする団体でございます。全国に北海道から九州支部まで7支部ございまして、会員は1900名ほどいます。

全国3カ所の事務所において週末相談というのを行っておりまして、その週末相談で相談を受けた内容について、わかりやすく消費者に啓発させていただいている資料を、本日配付させていただいております。「こんな相談ありました!!」ということで、消費者にとって大変わかりやすい啓発材料となっております。

また、消費者から寄せられた事業者の不当な勧誘や不当表示、不当条項に対して差しとめを行っている適格消費者団体でございます。

また、私ども消費生活相談員のレベルアップ研修、それから全国の消費者へ啓発講座として、出前講座に相談員が伺っています。

私どもとしては、消費生活相談という現場で、まさに消費生活相談、苦情を受けているところでございますので、その中で今、若年者の相談も現場で受けているところでございますので、その現場の情報を私どもで発信していければと思っております。

現在、消費者教育推進法に基づきまして、各地方公共団体さんにおいては、消費者教育

推進計画を策定されておりますが、福岡県においては、消費者教育推進計画の中でも重点テーマとして、成年年齢引き下げを踏まえた、若年者に対する実践的消費者教育の推進が掲げられておりまして、福岡県が行う施策として、高校生を対象とした啓発講座の実施が記載されておりまして、今年度、実は私ども、全国消費生活相談員協会が福岡県の巢立ち応援事業というものを受託いたしまして、「社会への扉」を活用して、まさに3期のときにプレゼンテーションファイル、パワーポイントを作成していただいたと思いますけれども、それを実際に活用した講座を行っているところでございます。

特に、福岡県下の県立高校、私立高校、専門学校、大学、特別支援学校、全160校に私どもの会員の相談員が、50分ほどでございますけれども、契約の基本から、今、大変トラブルの多いインターネット。それから、現在、大学で非常に被害が出ておりますマルチ商法などについて、講座を行っております。その中で、相談員が学校に対して、打ち合わせというものを行うわけでございますけれども、各学校においては、消費者教育に対する温度差もございまして、今、打ち合わせの中で消費生活相談員がコーディネート機能を果たすべきところでございますが、いろいろな課題が出てきているところでございます。

今後、実践しております「社会への扉」を活用した講座の情報を、この会議で発信していただくことができればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 私は、公益社団法人消費者関連専門家会議、略称ACAPと呼んでおりますが、ACAPの専務理事をしております坂倉でございます。前期第3期に続いての参加となります。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

私どもACAPという団体の概要につきましては、お手元に4つ折りのパンフレット「ACAP活動のご案内」というものを配付させていただいておりますので、後ほどお時間があるときにごらんいただければと思います。

私どもACAPという団体は、企業や団体の消費者関連部門の責任者あるいは担当者が集う公益社団法人でございまして、1980年10月に設立しておりますので、現在、設立39年を迎えております。現在、会員数が約900名、会員企業数は約600社でございます。加盟いただいている企業につきましては、お手元のA4の紙1枚の裏表でご覧いただけるようになっておりますが、日本の消費者関連のビジネスをされている大手の企業のほとんどが加盟いただいております。

私どものビジョンとして、「消費者志向経営を推進し、消費者市民社会の実現を目指す消費者志向事業者団体」を掲げておりまして、主に3つの活動を行っております。1つ目は、企業向けの活動。主に、企業の消費者関連部門の方々を対象に、資質の向上、レベルの向上を図る活動を行っております。2番目が、消費者教育、消費者啓発の活動。3番目が、消費者、事業者、行政のかけ橋となる活動。この3つを推進しております。

特に、消費者教育の活動につきましては、学校、地域、職域の3つの分野で展開してお

ります。学校につきましては、主に大学、特に東京や関西の大学の方とタイアップしまして、講師派遣、出前講座や単位講座なども実施しております。地域につきましては、主に地域の消費生活センター様にACAPの消費者啓発資料常設展示コーナーを置かせていただき、ACAPの会員企業の消費者教育の資料を展示・配布させていただいております。現在、全国で51カ所設置しており、さらに推進を目指しております。

もう一つ、職域。企業の従業員に対する消費者教育活動ですが、これがまだまだ十分とは言えないところがございます。昨年、ACAPの研究所に、企業の従業員の方向けの消費生活教育の推進の研究会を立ち上げまして、現在検討しているところがございます。企業の従業員の方々も、企業を一步離れば消費者でございますし、消費者被害に遭わないということだけではなく、持続可能な社会に向けて消費者市民社会を育む消費者、さらには、その消費者視点を事業活動に活かすという意味でも、従業員向けの消費者教育というのは非常に大事でございますので、このあたりを今、研究しており、来年度には研究結果を発表したいと考えております。

微力ではございますが、この会議に少しでも貢献できればと思っておりますし、またこの会議で学んだことを当会の事業活動にさらに反映していければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 鳴門教育大学の坂本と申します。お世話になります。失礼いたします。

お手元に配付資料がございますので、そちらをぜひごらんいただければと思います。「鳴門教育大学消費者教育推進プロジェクト」と書かれた資料です。鳴門教育大学は、平成27年に鳴門教育大学消費者教育推進プロジェクトというのを立ち上げました。消費者庁が徳島オフィスをつくってくださるということで、お迎えするに当たって本学も頑張ろうということで、徳島オフィス開設の1年前より、プロジェクトの活動を開始しております。消費者庁・徳島県との協力体制のもとで、さまざまな取り組みを行っているところです。

このプロジェクトの柱には、3つございます。

まず1つ目の柱ですが、消費者教育を担う教員の養成です。本学は、国立の教員養成大学ということで、教員になる学生が大半を占めていますので、教員をしっかりと養成するというのが一番大事なところということで、力を入れております。効果的な消費者教育の内容や方法というのはどういうものなのかというのを、できるだけ実践的な取り組みを通じて検討して、消費者教育に強い教員を養成しようということで、まだまだ模索段階ではありますけれども、さまざまな取り組みを実施しています。

これまでも家庭科の教員養成部門を中心に、消費生活の部門というのは家庭科の教育の中に入っていますので、そこがやっていたのですけれども、それだけではなくて、家庭科でない専攻の学生も消費者教育というのがわかるようにということで、全学向けの共通科目で消費者教育を実施しているところです。そこに消費者庁の方にも来ていただいて、非

常に専門的なお話しをしていただいて、刺激をもらったりしています。

また、2番目に、地域連携による消費者教育の推進ということで、地域と連携しながら、生涯教育における消費者教育も推進していこうというところで、いろいろ考えて実施しています。

3点目として、消費生活に関わる学術研究というところで、私自身が社会調査を専門としているところもありまして、消費者教育の効果を数値としてどうあらわしていくかというのを考えて、指標を作成するというところにこだわって研究を進めているところです。

2枚目以降は、ことし、平成31年1月以降に、具体的にどのようなことをしているかというのを、主立ったものを時系列にまとめたものです。地域の小中高校で出前授業を、消費生活センターの方が行ってくださるのですけれども、そこに学生をサポートとして連れていくことをしてしまったり、すみません、ページ数が書かれていなくて恐縮ですけれども、後ろから3枚目、図書館を使って、図書館にいろいろな消費者教育関連の図書を充実させて、そして、さまざまなテーマで図書フェアを開いて、学生に勉強させる、地域の方に勉強していただくという取り組みをしたりしています。

そして、一番最後のページですけれども、このたび公開講座で「衣・食・住の片づく仕組み」というのを行ったりして、お片づけにこだわって生涯教育の講座を実施したりしています。地域の方の関心が非常に高い内容だということと、具体的なことを学びながらSDGsのことを考えると、そういうふうに広がりを持たせられる講座ということで、今後もこだわって続けたいなと思っているところです。

この会議に参加させていただいて、いろいろ勉強させていただいて、さらに消費者教育の推進を行っていききたいなと思っているところです。どうぞよろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、高岡委員、お願いいたします。

○高岡委員 東京の府中第三中学校校長の高岡麻美と申します。どうぞよろしく願いいたします。失礼します。

私は、全国の中学校の社会科の先生方が集まる研究会の全国中学校社会科教育研究会の会長を昨年度、一昨年度と2年間、させていただきました。社会科という立場で、こちらに委員ということで言われたのかなと思っています。ちなみに、同じ立場であった前任の片山博子先生は、島根県の会長でいらっしゃいまして、ちょうど2年前、島根県が全国大会をされたので、そのときの実行委員長ということで大変よくしていただき、この会議のことはよく知っていました。まさか自分が委員になるとは思わなかったので、ちょっとびっくりしているところです。さらに、昨年度、全中社研の全国大会、徳島大会でありましたので、これも御縁のあることだなと思って、非常に力不足ではありますが、精いっぱい頑張りたいと思っております。

本校は、新宿から30分ほど行きましたベッドタウンの普通の学校です。昨年度、本校生徒に身につけさせたい力というものを、全員の先生方で一緒に考えてみたのです。そうし

たところ、三中生に身につけさせたい力というのは、主体的に学び、みずから考え、個の確立を図る。これが必要じゃないかと先生方は考えました。このことは、消費者教育にかかわらず、これからの時代を生きる子供たちに必要な必須能力ではないかなと思っております。

また、たまたまですが、今年度と来年度、本校は、東京都の法教育・消費者教育の研究推進校を受けております。普通の学校でどこまでできるかということはかなり課題ではありますが、みずから考え、個の確立を図ることのために、法教育・消費者教育を通じて指導の工夫を行っていきたいと考えております。

先日、家庭科の教員が消費者教育で研究授業をしました。実際に見て、講師の先生からも御指導いただいたのですが、社会科とかなりかぶる部分もあり、いわゆるカリキュラムマネジメントでうまくやっていくことができるのではないかとこの可能性も感じています。正直、学校は〇〇教育というものが非常に多く来ていまして、どうやってうまく子供たちに指導していくかということは課題ではありますが、この会議を通じて、現場の声もこの会議へ伝えていきたいと思っております。

微力ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、武井委員、お願いいたします。

○武井委員 おはようございます。金融広報中央委員会の武井でございます。4月から会長をやっております。よろしくお願いいたします。それでは、着席させていただきます。

皆様、消費者教育のベテランばかりで、私はすごく気おくれしてしまいます。私は、日本銀行に昭和51年に入行して、それ以来、金融・経済を中心に携わってきました。役所で言いますと、いわゆる官房畑といいますか、秘書とか国会担当が一番長いのですけれども、次に長いのがマーケット、国際金融でして、ロンドンにも2回おりました。ただ、こと消費者教育となりますと、むしろ皆様からいろいろと教えをいただきたいと存じております。

金融広報中央委員会というのは、昭和27年、1952年に貯蓄増強中央委員会というのが設立されまして、これを前身としております。日本経済を戦後の荒廃の中から立ち直らせる。そのためには、国民に貯蓄を推進しようと呼びかける。この貯蓄をもとに資本蓄積に充てまして、日本の産業を強く大きくするという狙いとした国民運動を展開してまいりました。その後の日本経済の発展の中で、徐々に使命を変えてまいりまして、現在では広く社会人全般、学生などを対象にしました金融教育を通じ、金融リテラシーの向上を主眼として活動しております。

言うまでもなく、消費の裏側には必ず資金の流れがあります。この意味で、金融教育と消費者教育は相互補完的關係にあります。金融教育の分野に携わって、まだ半年ではありますが、感じたことを、個人的な意見ですけれども、2つ述べさせていただきます。

1つは、金融教育というのは、大きく分けると2つの分野に分かれるのではないかとこのことでもあります。最も大事なものは、消費者保護、投資家保護であると思っております。オレオ

レ詐欺などの金融詐欺事件、あるいはちょっと前のサラ金などの高利ローンの返済問題といったことから消費者を守っていくということが非常に重要であると思っております。ちなみに、オレオレ詐欺の被害総額というのは、年間約360億円、毎日1億円のオーダーで起きていると伺っております。高齢者を中心に、こういう詐欺事件から身を守ることに、十分な情報提供、予防の重要性を解き続けることが不可欠と考えます。

もう一つは、いわゆる金融知識の涵養であります。教育資金、住宅資金、老後の資金、これを人生の3大資金と呼びますけれども、これに備えて資産の形成に努めるように広報活動することです。我々、7月に金融リテラシー調査というものを発表しました。単純な比較はできないのですが、日本の金融リテラシー度というのは、先進国の中では見劣りする結果となっております。いかどうかは別にしまして、欧米の場合は、個人がかなりリスクテイクしておりまして、株式とか債券の投資が非常に活発であります。

これに対して、日本の場合は、依然として金融資産の53%が預金という構造は大きく変わっておりません。ここを変えていくということが、次第に高齢社会になっていく中では重要ではないかと考えております。

最後に、こちらに私ども金融広報中央委員会の紹介パンフレットをお配りいたしました。私どものホームページにもございます。前任の吉國がこの場でも簡単に御紹介申し上げました、大学生向けの金融リテラシー教材、「コアコンテンツ」もダウンロードしていただくことが可能であります。私どもの愛称「知るぽると」で、ぜひ一度検索していただければ幸いです。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の代表理事副会長を務めております永沢裕美子と申します。どうぞよろしく申し上げます。座ってお話させていただきます。

私も資料を用意させていただきました。簡単にNACSの紹介をさせていただき、本日は特に消費者啓発・教育の分野での活動についてお話させていただきたいと思っております。

お手元の資料の1ページ目をご覧ください。私どもNACSは、入会資格をアドバイザー、コンサルタント、相談員のいずれかの資格を持っている者としている消費者団体でございまして、日本最大の専門家集団ということも自負しております。昨年、設立30周年を迎えており、会の概要については、資料に記載させていただいております。

私どもも、消費者相談と消費者教育・啓発、消費者団体・消費者と企業・行政との連携を活動の3本柱としており、加えて、消費生活に関する情報の発信が主な活動ということになります。

3ページに参らせていただきますが、私どもNACSの特徴をここでは3つ紹介させていただきます。

まずは、先ほども有資格者が正会員として入会できるということを申しあげましたように、専門性でございます。

それから、多様性も特徴的と思っております。会員の男性比率が3割というのは消費者団体の中では比較的高いほうではないでしょうか。また、企業勤務者や元職だったという方も多く、アフターファイブや退職後に地元の地域社会で活動されていて、そうした方が中心となって当協会の活動を支えています。そんなこともありまして、活動分野が、消費者トラブルや被害の防止だけではなくて、ここに記載させていただいたような、安全やICT、それから昨今話題になっておりますSDGsといった多様な分野で活動を積極的に展開できる人材が多数所属しております。

全国7支部で活動を展開している点も当協会の特徴です。

この後、資料のページを少し跳んでいただきまして、私どもはいろいろな活動をさせていただいておるのですけれども、重点的な取り組みということで、7ページ以降をお話させていただきたいと思えます。

消費者課題はいろいろと新しいものも出てきておりますので、従来から行なっております消費者被害の防止のための啓発活動に加えまして、4つ、特に大きな柱を立てて活動しております。

1つ目はもちろん、成年年齢引き下げに対応した学校教育の講師の養成と派遣でございます。派遣状況はここに書かせていただいております通りでございます。

2番目が8ページ目でございますけれども、消費者の安全ということも大変重要な課題と位置づけております。私どもNACSの出発点でもある活動でございます。消費者の安全のための規格化・標準化を重要な課題と位置づけております。具体的な活動としては、子供服のひもなどの規格化など、消費者のヒヤリハットの経験を踏まえて提言を行なっており、行政とともに規格化に取り組んだりしております。

3番目の活動として、9ページ目でございます。私は、消費者教育推進会議の委員としては2期目でございますけれども、座長からもお話がありましたように、前期に課題として挙がりながらも、なかなか取り組めなかった活動として現在進行形のICTの分野における消費者教育がございます。私どもNACSもまだよちよち歩きですけれども、重点的活動として取り組みを始めたところでございます。

私ももう数年で高齢者の域に入ってきますけれども、私ぐらいの年齢の会員を中心に、ここに紹介したような活動を展開しておりまして、今後は、地域社会でこういった活動に取り組める人材を育てていくことを目指し、5年計画で活動を展開しております。活動については、ことしの2月の全国消費者フォーラムでもご紹介させていただき、全国の地方自治体等から関心を寄せていただき、来てくれないかというお話をいただき始めているところでございます。この分野に関心のあるシニアアクティブがちょっと勉強すれば、どなたでも周囲にこの分野の啓発活動できるようにと支援体制の整備を進めております。

最後に、10ページ目でございますが、SDGsにつきましては、私どもも全国組織であることを生かして、ここに示しているような活動をさせていただくとともに、地方創生SDGsプラットフォームにも参画させていただいているところでございます。

ご紹介させていただいた4つの重点的な取り組みの中でも、ICTリーダーの育成事業は私自身がかかわっております、特にこの活動を通じて進めたいと思っておりますのが教材のウェブ化でございます。先ほどポータルサイトのお話が出てまいりましたけれども、私どもも紙媒体の教材はもちろん不要にはならない、必要と思っておりますが、ポータルサイトの見直しを進めて、教材のWEB化なども進めて、資源の問題だけでなく、もっと低コストでどなたでもアクセスできるようにしていく必要があると思っております。

最後になりますけれども、消費者教育の充実のためには、行政に頑張ってもらいたいと思っておりますけれども、各主体が自分事として考えていくことも必要だと思っております。地域社会でこうした分野で活動できる会員、草の根の力を育てていくことにNACSとしては特に力を入れていきたいと思っております。

微力ではございますが、この会議で勉強させていただきましたことをNACSに持ち帰り、またこの会議にNACSでの経験を提供させていただくことで、消費者教育をよりよいものに高めていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 どうもありがとうございました。

それでは、中村委員、よろしくお願いいたします。

○中村委員 弁護士の中村でございます。第3期から引き続いて推進会議の委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

簡単に自己紹介をということでした。私は、東京で弁護士をやっておりまして、通常は民事・刑事・企業法務などを幅広く扱う、いわゆる普通の弁護士です。一方で、日本弁護士連合会では、消費者問題対策委員会にも所属しておりまして、この委員会には20ほどの部会があるのですが、その中で私は成年年齢引き下げの問題と消費者教育の問題を担当してまいりました。

その中の消費者教育については、日弁連の消費者問題対策委員会の中に、消費者教育・ネットワーク部会というものがございまして、これは日弁連の中でもかなり古い歴史があるようです。数十年にわたってこの部会は存在しているようでして、私が弁護士になる前からあるので、始まったときの詳細はよくわからないのですが、かなり古くからやっているということでございます。この部会の最近の活動としては、2019年9月には、「18歳になるキミたちへ」というシンポジウムを行いまして、成年年齢引き下げを踏まえた消費者教育にも、関心を持って進めているところでございます。

配付資料の関係になりますが、お手元に「Q&A 消費者教育推進法と消費者市民社会」というパンフレットと、ブックレット「お買い物で世界を変える」を置かせていただきました。このように、我々日弁連としては、消費者教育というものを消費者被害の防止にとどまるものではなくて、消費者教育推進法に基づく消費者市民社会を通じた生きる力を身

につけるというところに、幅広いものとして考えております。この「Q&A」と「お買いもので世界を変える」はいずれも、そのような視点に立って、我々が執筆したものでございます。

私は弁護士ですので、普段は裁判、特に損害賠償請求を通じて、被害をどうやって救済していくのかという発動をしています。そのため、被害防止よりも被害救済という活動を主にするわけですけれども、そのような活動をして日々思うことが、新しい悪質商法が次々と出てくるものですから、知識を更新するだけの対症療法では、消費者教育がなかなかうまくいかない。

それだけでは根本的な消費者教育というところに辿り着いていないのではないかという思いがあります。そこで、消費者市民社会を目指す中で、根本的な生きる力を身につけてもらうことが必要なのではないか、そういうように考えている弁護士が多いのではないかと考えております。

ところで、今年の3月に、日弁連の消費者問題対策委員会の消費者教育・ネットワーク部会で、イギリスとドイツに消費者教育の視察に行っていました。そこで、我々も海外の消費者教育をいろいろ勉強してきたわけですけれども、視察先でよく聞かれたのが、なぜ弁護士が消費者教育を扱っているのか、という質問です。私は、自分が弁護士になる前から消費者教育・ネットワーク部会がありますので、それは当たり前のことと思ってやっていたのですが、外国では、教育問題、消費者教育について弁護士が扱うことは少ないという話で、かなり意外に思われました。

そこで、視察の途中から、我々は自己紹介の冒頭に、日本の弁護士のあり方みたいなものを説明に加えることにしました。日本の弁護士は、裁判とかビジネスのようなことをやっているだけではなくて、非常に幅広く公益的な問題を扱うことが多くて、その中の一つとして消費者問題、消費者教育というものをやっているのだという説明を加えることにして、納得を得るように努めました。

今回も弁護士は私1人ということで、やや門外漢のところもありますが、我々としては、そういった気持ちで弁護士として消費者教育に関わっていければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員 相模原市消費生活総合センターの萩原でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

先ほども会長選出の際にお話しをさせていただきましたけれども、この会議につきましては、前期に引き続き2期目でございます。今回の委員の中では、行政の現場としては私と徳島県知事がいらっしゃるのですけれども、一番近いところにいるのかなと思ってございます。

消費生活センターでは、実際には相談を受けて被害を未然に防止するとか、保護すると

いう側面と、もう一つが、引っかかりからない、また被害に遭わないための予防が重要で、ここをしないと、どうしても被害が大きくなってしまいう中の側面として消費者教育の重要性というのは非常に強く感じておりました、そのための取り組みを少しずつ進めているところでございます。政令市になりましたけれども、まだまだ消費者教育の部分は不十分なところがあり、できるところから進めているという状況でございます。そうした中で、皆さんの御意見をいただきながら取り組みに反映させているところでございます。

参考に、資料に基づきまして事例を簡単に御紹介したいと思います。

1つは、教育研究発表会というものを8月に行いました。これは、教育委員会主催でございます、参加者はほとんどが教員でございます。そこに報告者として参加させていただいて、消費生活センターの事業内容や実際の消費者教育の仕方、具体的な取り組み事例を発表し、御理解いただきながら、先生方に消費者教育をみずから進めてもらうためのPRをしたところでございます。2年目ですけれども、各学校の先生から実際に来てほしいという話が少しずつふえているという中では、消費者教育が広がってきているかなと思ってございます。

また、もう一つの資料で「すばいす」がございすけれども、当消費生活センターが発行している情報紙でございます。その裏面を見ていただきますと、これも8月ですけれども、相模原市内にある国民生活センターに御協力いただいて事業をいたしました。この会場で子ども消費者教室という事業でございます、日常の中にあるはかることや、買い物マスターということで、双六ゲームによるお買い物をしてみることでの金銭教育を行いました。参加者はそれぞればらばらで来るわけですけれども、グループ分けをしてすごろくをするわけです。そうすると、全く使わない子もいれば、全部使ってしまったって、知らない隣の子に「貸して」と言うお子さんもおります。お金の使い方はいろいろあるかと思ひますけれども、ゲームのまとめで、参加したお子さんが自分のお金の使い方、捉え方を考え直してみるということをやっているところでございます。こういうことを少しずつ重ねることで、子供のうちからの消費者教育に取り組んでいるところでございます。それから、国民生活センターの特性であります商品テスト施設を見ていただいて、子供のころから商品の見方とか、実際に危険性があるということを自覚していただくような事業をしてございます。

また、ここには資料はございせんが、1点だけ事例報告いたします。今年度、ファイナンシャルプランナーや弁護士等によります協同組合が県内にございます。そこからの提案がございまして、協同事業ということで、両方で高校生に向けた金融教育とかライフプラン教育を始めました。実績を出せば次の高校もということで、直近の課題ですので市で始めまして、それを県のほうにも報告していくというふうにし少し幅広に始めたところでございます。

高校で実施すれば、当然中学校でもできる、小学校でもできるという形の中で拡大していきたいと思ってございます。前期の消費者教育推進会議の結果をもとに少しずつ広げた

いと思っていますので、これからも皆さんの御意見をいただきながら進めていければいいかなと思っています。

大変微力でございますけれども、現場・行政の者として、ぜひいろいろな勉強をさせていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 第3期に引き続いて担当いたします原早苗と申します。所属のところは、元内閣府の消費者委員会事務局長となっておりますけれども、10年前に消費者庁と消費者委員会が設立されたときに、その立ち上げをお手伝いいたしました。座らせていただきます。長年、消費者問題に携わってきておりまして、そういった見地から助言できることがあればという形での参加になるかと思えます。

消費者教育については、1960年代の第1回の国民生活審議会が開かれたときの議題の一つです。それから、IOCUという国際消費者機構、今はCIに名前を変えておりますけれども、それも第1回の会議は1960年に開かれているのですけれども、そのときの議題の一つも消費者教育です。

長く消費者問題に携わっておりますけれども、消費者教育については、本当に多くの取り組みがなされてきていて、積み重ねがあります。ただ、残念なことにそれが浸透していないということです。例えば、先週末、東京都の消費者月間の記念行事ということで、新宿西口の広場で交流フェスタというのが開かれていました。消費者団体とか企業などが企画して、クイズとかラリーとか、いろいろやっておられて、NACSさんが出されていたクイズが、クーリングオフを知っていますか。どれが正しいですか。クーリングオフができるものと、できないもの。テレビショッピングと通信販売と訪問販売ではどうですか？

訪問販売だけが正しいのですけれども、皆さん、正答率はどうですかと言ったら、ほとんどの人が間違えると言っていて、それは若い人ですか、高齢者の方ですか。それは関係ないとおっしゃっていた。クーリングオフを知っているか、知っていないかというのは、教育というよりは啓発ですけれども、すごく基本的な部分でも、まだ知らない人が本当にたくさんいらっしゃる。消費者教育については、いろいろな法律もできましたし、仕組みも整えられてきて、それから教材も本当に充実してきたと思えますけれども、それが消費者全部に届いていない。

きょうもいろいろお話をお聞きしていて、ここにいらっしゃる方々の周辺というのはすごく充実しているのだと思います。ただ、それが広がっていかない。だから、消費者全体には届くことになっていないということを非常に課題だと思っておりまして、第4期の課題としては、こういう消費者に届いていないということをどうしたらいいのかを念頭に置きながら検討を進めていっていただけたらと思っています。

よろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、藤協委員、お願いいたします。

○藤協委員 一般社団法人日本ヒープ協議会の理事を務めさせていただいております藤協と申します。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

資料を2点ほど配らせていただいておりますけれども、まず、日本ヒープ協議会とは何だということについて、御紹介させていただきたいと思います。

後ろのほうについております「Design the Future」という冊子ですが、2ページ目、3ページ目をごらんください。ヒープというものですけれども、こちらに書いておりますように、Home Economists in Businessということで、企業内家政学士の略でございまして、1923年にアメリカの家政学会の一分科会として設立されたのですが、日本では、生活者と企業のパイプ役として、企業の消費者関連部門等で働く女性が集って1978年に設立された団体で、昨年、40周年を迎えたところでございます。

次、7ページ目をごらんください。設立以来変わらないということで、ヒープの根幹と軸というものを掲載させていただいておりますけれども、生活者視点をビジネスで実践することを根幹に置いております。ミッションとしては、生活者と企業の双方を理解して、新しい価値を創造・提供することで、生活者の利益及び企業の健全な発展に寄与することとさせていただいております。

では、具体的な活動内容についてですけれども、次の8ページ目、9ページ目でございます。これまで培ってきた就労と消費の視点、どちらも培っていくことになってきますけれども、上のところ、消費者志向経営とかエシカル消費、SDGsというところについては、生活者・企業双方の有機的な価値の模索を実践しておりますし、あとは下の段になってきますけれども、新たな価値を生み出す働き方の模索ということで、今年度では内閣府の男女共同参画局と一緒に共催イベントをさせていただいたりということで、男女の共同参画、女性活躍推進とか働き方改革、さまざまな研究をしております。

その中で、若者向けの消費者教育というところに関しては、14ページ目をごらんください。以前から生活者と企業の認識のギャップを知り、解消する活動というのを進めておりますけれども、この中で、下にございます「一人暮らしの若者向け情報カード」というものを以前から作成しております。これについて、いろいろな分野の情報カードを発行しているのですが、具体的に大学生と情報交換させていただいたり、これ以外にも大学で講義などをやらせていただいているということで、団体として実施している消費者教育がこちらになります。

また、私、企業としては第一生命に勤務しており、第一生命でも消費者教育を担当しておりますので、そちらについてもちょっと御紹介させていただきたいと思います。もう一つのクリーム色のパンフレットをごらんいただきたいのですが、まず、開いていただいて、左下のところですが。私ども第一生命は、地域の課題解決ということで、右側に丸がたくさんございますけれども、健康増進とか女性活躍、高齢者支援、さまざまな分野において、自治体とか全国の都道府県と連携させていただいて、こういった活動を行っております。

その中で私が担当しておりますのは、全部開いていただきまして、黄緑色の子ども・教育というところの右側になります。金融保険・消費者教育というところになります。すごろく形式のライフサイクルゲームを私ども、作成しております。お金の大切さとか将来に備えることの大切さを学んでいただく教材ですけれども、消費者被害についてもかなり盛り込んだ内容になっております。こちらについては、学校では高校でやらせていただく授業が一番多くて、家庭科とか公民の時間を使わせていただいて、全国に出張授業に行かせていただいております。

また、こちらの教材、もともとは社会貢献で学校で使うことを目的につくられたのですが、最近では、民間企業とか自衛隊、海上保安庁の若手の職員向けにも出張研修をやらせていただいております。その中で、消費者庁の「社会への扉」もあわせて活用させていただいた授業を行っております。現在では、年に180回ぐらい、全国で出張研修を行っております。

また、最近ですと、東京都の教育委員会とか埼玉県教育委員会からの御依頼を受けまして、出張授業ももちろんですが、教員向けの研修などもやらせていただいております。今期から担当になりますので、微力ではございますけれども、一生懸命学ばせていただいて、ヒープ、団体としても、企業としても消費者教育の推進に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、俣倉委員、お願いいたします。

○俣倉委員 初めまして。新潟県から参りました、新潟県立新潟県央工業高校で家庭科を担当しております俣倉朋美と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは、座って失礼させていただきます。

私は、新潟県の工業高校で家庭科を担当しておりますけれども、日々、男子生徒ばかりのところでは奮闘しております。あわせまして、私は新潟県の高等学校長協会の家庭部会という中で研究委員会の事務局を担当させていただいております。ことしで5年目になります。県内で家庭科の先生方の授業研究などを毎年、冊子にして、県内の家庭科の先生方に配布して授業に活用してもらうという活動をまとめさせていただいております。

その中で、近年、消費者教育というのは、家庭科教育の中でも大きな波となってきている実感があって、私たち現場の教員としても、これから18歳成年を迎える高校生にどのようにして消費者教育を行っていくかということ、まさに工夫しながらやっているところでございます。

皆さんにお配りさせていただいた資料の中に、このようなピンクのチラシがあるのでございますけれども、これは事務局をしております家庭科の研究委員会で、最近の新しい学力観に基づいたアクティブラーニング型の消費者教育だけの授業実践例として1冊にまとめたものです。ことしの6月末に教育図書株式会社様から発刊させていただきまして、私はこちらの編集を担当させていただきました。

チラシの後ろのほうをごらんになっていただきますと、今、まさに新しい消費者教育ということで、どんなふうに学校現場では行われているのかというのを、一端ですけれども、かいま見ていただけるかなと思います。消費者教育というのは家庭科の学習指導要領の中で「消費生活分野」として位置づけられているのですけれども、今や衣食住、高齢者、保育と、さまざまな分野で消費者教育を絡めて学習されるように変わってきております。

今の高校生の生の声で言いますと、18歳成年というのを授業の中で取り扱うと、「自分たちはもうすぐ大人なのだ」ということで、「どうやって契約しなければいけないのか」とか、「どういう被害があるのか」、「どういうところに気をつけなければならないのか」というところを生徒は関心を持っています。また、生徒1人1台、スマートフォンを持ち、ネットでも物やサービスをたくさん購入している時代です。最近ですとキャッシュレスに生徒はすごく興味を示してしまっていて、コード決済がどうなっているのかと実際に聞かれますので、先日、授業もしたところでございます。

こちらの書籍のほうですが、本日、お持ちしましたので、御興味のある方はお声がけいただければ、中身を見ていただけるような形で御紹介できるかと思っております。

また、こちらのワークシートのほうはPDFではなくてワードですので、ダウンロードして自由に自分の学校の現状に合わせて、先生方が自由に加工して使えるような形でつくっているということで、この点も好評だということです。汎用性と柔軟性をもたせた教育実践ができるということも現場の先生方は求めているのかなと思います。

また、地域との連携の実践例ということで、皆さんのほうにティッシュをお渡ししたのですけれども、この冊子の中に入っている実践で、地元の消費生活相談窓口と警察とも連携した成果物です。ティッシュ自体は警察が配布するティッシュで、未成年者の喫煙は違法ですというティッシュの中に、高校生が「188」とか、消費者関係の学習をした内容を成果としてあらわして、地元地域に配ったり、銀行の窓口においてもらって配布したり、そのような地域と連携した取り組みを実際にやり始めているところです。

ただ、消費生活相談窓口の方々に学校からお願いすると引き受けてくださるのですけれども、現場の相談窓口の方の話をお聞きしますと、学校の敷居が高いと言われることがあります。地域と今後ますます連携しやすくなるようなシステム化がどんどんできたらいいと思っております。

一教員でございますが、これからよりよい実践的な消費者教育が広く伝わり、よりよい社会になりますように、本当に微力ではございますが、頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 公益社団法人日本社会福祉士会で副会長を務めております山崎智美と申します。どうぞよろしく願いいたします。座ってお話させていただきます。

日本社会福祉士会は、社会福祉士という国家資格を持った者の集まりになっております。

47都道府県全ての会を持っておりまして、社会福祉士というとなじみのない方もいらっしゃるかと思うのですが、生活のしづらさを抱えた方への支援ということで、ニュース等で最近よく耳にするのは、児童相談所であったり、行政の生活保護の窓口、障害者の窓口。あと、地域の中では、介護保険に関する地域包括支援センターというところで高齢者の相談窓口等を担当させていただいている職員でございます。

私は、日ごろは川崎市というところにあります地域包括支援センターで相談員をさせていただいております。直接、今、こちらの場で話題になっております若年者とは、世代が若干違うところではございますが、地域包括支援センターでは、地域でお住まいの御高齢者の方々への生活上の相談を日ごろ受けております。高齢ということで、おひとり暮らしの方、高齢者世帯の方、多々おりまして、日ごろの消費の問題では、消費者被害に遭われる方が多く見受けられます。

私どもも、日ごろの活動の中で、啓発活動として被害の防止ということでお話をさせていただいておりますが、日ごろの寂しさとか、たくみなお話の中から被害に遭われて、老後のために大事にとっておいたものを、そちらに消費してしまうという悲しい現実が多々あるところでございます。

直接の消費者教育といったところでは、なかなかお役に立てないところも多々あるのかなと思いますけれども、この会議の場を通じまして、私たちも勉強させていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

ただいま、本日御出席の、私どもを含めまして16名の委員より御挨拶をいただきました。冒頭御紹介がありましたように、本日御欠席ですが、飯泉委員、色川委員、清水委員ということで、全体で19名になっております。今期につきまして、どうぞよろしく願いいたします。

御欠席委員のうち、色川委員からは自己紹介のコメントをいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

静岡大学の色川です。本日は出席の予定でしたが、体調を崩してしまい、欠席させていただきました。申しわけございません。

第3期に引き続いて委員を拝命しております。静岡大学では、教員養成学部にも属しておりますが、現在は附属島田中学校の校長も兼任しており、週2回は附属へ通っています。専門は、地方の消費者行政や消費者教育・施策の実態や歴史についての研究です。要は、どうすれば地方の消費者行政や消費者教育が充実していくのかについて、考えております。研究のため、これまで延べにして全国100カ所以上の消費生活センターを訪問した経験があります。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

それでは、ここで御公務によりまして、伊藤長官並びに高田次長が御退席されると伺っ

ております。御退席の前に、伊藤長官のほうから御挨拶いただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。

○伊藤長官 済みません、消費者庁長官の伊藤でございます。一言御挨拶申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様方には、大変お忙しい中、消費者教育推進会議の委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。

今、いろいろと伺わせていただきましたけれども、共通していますのは、先ほど、だまされない消費者、自立した消費者と大臣も申し上げましたが、それに尽きるだろうと思います。

それから、皆様方の中では、生きる力ということもお話いただきました。

かねてより私、消費者行政は何だろうと考えることがあります。消費者って何だろう。要は、生活者と言いかえてもいいということになると思いますので、そうすると、ありとあらゆる人間がもちろん消費者であり、ありとあらゆる人間が学ぶべきことがたくさんあるということだろうと思います。

くしくも、この9月に消費者庁が発足10周年になりまして、まさに坂本先生にも御参画いただきましたけれども、徳島で国際会議もやらせていただいて、そのときは「デジタル時代における消費者の課題」というテーマで、エシカル消費もあわせて徳島側からやっていただいたところです。10月には、食品ロス削減推進法が施行されております。まさに、だまされないというのとあわせて、いかにこれからの社会をつくっていくための消費者というのを考えていかなければいけない。

それから、皆様方からもお話がありましたように、新しい脆弱性といいたいでしょうか。もともと高齢者、それから若者も18歳成年年齢の話もございまして、それからデジタル時代ですと、一時的に普通の人でも脆弱な状態に置かれやすい。これは制度論の議論もあわせてしていかなければいけないのではないかと思いますけれども、そういったさまざまな問題を抱えながら、この議論を進めていかなければいけないと思っています。最後には制度も大事ですし、もちろん財政の問題、法執行の問題、さまざまな問題が大事だと思いますが、受け手の側の消費者がきちんとしていく、よくわかっていくということが大変大切だと思っています。

そういう意味では、今回、さまざまな分野から委員の方々にお集まりいただいて、私としては大変心強い限りだと思っています。皆様方の実績、それから肌で感じられていることをいろいろとお教えいただきながら、私どもとしても今期の消費者教育推進会議が実りあるものになりますよう、心からお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

○東会長 どうもありがとうございました。

○伊藤長官 済みません、失礼します。申しわけありません。

(伊藤長官、高田次長 退席)

○東会長 それでは、次の議題に進みたいと思います。議題の4点目です。「今期の消費者教育推進会議の進め方について」でございます。

まずは、資料について、事務局から簡単に御説明をお願いいたします。

○宮原消費者教育推進課長 御説明いたします。

既にごらんいただきました資料1が「委員名簿」で、資料2が「幹事名簿」でございます。

それから、資料3が「今期の消費者教員推進会議の進め方について（案）」でございます。

参考資料1で「消費者教育の推進に関する法律」をつけさせていただいているところでございます。所掌事務等もそこに書いておりますとおりでございます。

それから、参考資料2でございますけれども、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」。

参考資料3で「第3期消費者教育推進会議取りまとめ」になってございます。

今期、第3期において、今後の検討課題とされた事項及び基本方針に記載のある当面の検討事項について、御議論いただきたいと考えておりますので、御参考として御準備したものでございます。今後の議論に向け、お目通しいただければと思います。

以上です。

○東会長 それでは、ただいま最後にお示しいただきました資料でございます「今期の消費者教育推進会議の進め方」についての議論を行いたいと思います。

時間が限られておりますが、よろしくをお願いいたします。事務局からの御説明を先にお願ひしたいと思ひます。

○米山消費者教育推進課企画官 それでは、資料3-1と書いてあって、ホチキスでとめてある資料をお手元に御用意ください。3-1、3-2、3-3がまとまってついているものでございます。

最初に東会長のほうから、3期の動きといったことも御紹介いただきました。その3期の最後のところで、4期について、どういったことをやるかというお話もいただいたものが、この3-1に、非常に簡単ではございますが、記載してございます。ここにもございますように、重点事項として基本方針の中に掲げているものが、この後も引き続き御議論いただくということになってございます。

(1)にありますように、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」。地域における消費者教育の推進ということで、今まで言いあらわしてきておりますけれども、「地域」という言葉が、今回、新しい先生方もいっぱいいらっしゃるということで、「地域」と言うと、地元、何かびんとこないという声もございまして、「全世代における体系的な」と。学校も含めてではあるけれども、どちらかという学校以外の幅広いさまざまな場での消費者教育というお話が1つ目のテーマでございます。

第3期の推進会議で、先ほども紹介ありました分厚い取りまとめという中にも、最後の

地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会の取りまとめを書いてございますけれども、消費者教育推進計画の策定とか、策定されている計画のPDCAサイクルの確立といったことを、ここで御議論いただくような内容になっております。

それから、先ほどの委員の御紹介の中でも触れていただきました、ポータルサイトの全面的な見直しでございます。今あるサイトをちょっと手直しということではなくて、抜本的に変えていくというお話を今回やっていただきたいと考えております。

そして、当面の課題の中でもう一つあります、高度情報通信ネットワーク社会。このことは、さまざまな先生方の御紹介にもありましたし、今、大変だよという問題意識もさることながら、制度論とか、世の中がどうなっているのかということも、整理しつつ進めてまいりたいテーマであると事務局では考えております。高度情報通信ネットワークは非常に重要で、ずっと重要と言いながら進んでいないところは、若干じくじたるところはございますけれども、これが今期の進めていただく内容であると認識しております。

進め方としましては、半年に1回程度の本会議。それ以外に分科会を、先ほどの全世代における、あるいは地域における消費者教育の推進に向けた連携分科会ということを開いていって議論いただければと考えております。そのほかの議題も、もちろん今後も引き続きやっていく予定でおります。

消費者教育ポータルサイトというものが、ネットの世界というお話でもありますので、この議論を進める中で、例えば高度情報化社会に対応した消費者教育ということも議論には出てくるものと考えております。

3-2に、ざっくりとこのようなイメージで進めてはどうかということで、事務局の案をお出ししているところでございます。

時間の関係でちょっとはしよりまして、資料3-3で、これもこの後、御議論いただく中身をまとめて御紹介ですけれども、今ほども申しましたように、個別の課題について御議論いただくためには、分科会ということで進めていただくのがいいのではないかとということで、1テーマについて4回程度の議論で提言をまとめていただく。推進会議の委員の中から、5人ぐらいの先生方を会長に指名していただいて、分科会として立ち上げる。このあたりは、昨年度、前期の推進会議でも開催した分科会のやり方と同じことを御提案しているところでございます。

そして、まず最初に「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」ということで、ぜひ分科会を開催していただきたい。開催していただくとして、その検討事項としては、地域における取り組みを実施していくためには、消費者教育推進計画を既につくられてはいるけれども、それがどのような効果もたらされているかというPDCAサイクルにまでつなげていかねばならないという議論。あとは、推進計画を実行していただくためには、地域の消費者教育地域推進協議会の体制の強化もお願いしていただかなければならないのではないかとといった項目を、前期の続きという形で御議論いただければと考えておりまして、できれば12月ごろから開けたらどうかと思っております。

そのほかの分科会については、この次に考えていってはどうかというのが、事務局からの説明でございます。

この後に別紙1、2というのがついてございますが、これは推進会議の資料ではなくて、別の会議で作成した資料でございます。こういった消費者教育とか消費者行政に初めてかかわってくださる先生方の便宜のために、イメージ図としてお示ししたものでございます。この内容を議論しようということではありませんので、必要がありましたらごらんいただければということでした。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

ただいま、今期の消費者教育推進会議の進め方ということで御説明いただきました。

主に御審議いただきたいことは、2点ございます。

1点目は、資料3-1の最初のページでございます。こういった検討事項を掲げて、今期進めていく。1点目が「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」。2点目、ポータルサイトの全面見直し。そして、その他として高度情報通信ネットワーク社会に対応した消費者教育を初め、基本方針の重点事項等ということでございます。これらを主な検討課題としながら、半年に一度、本会議、また、適宜分科会を開いていくという進め方につきまして、何か御意見などございますでしょうか。

原委員、お願いいたします。

○原委員 第3期から所属しておりますので、そのつながりというところをお願いしたいのですけれども、第3期のとき、消費者教育コーディネーターの議論を随分したのですけれども、これは資料3-2では、第4期の後半で消費者教育コーディネーターの実態、現場での役割ということで検討と入っているのですけれども、初年度というのでしょうか、ことしの年度ですけれども、(1)の全世代における体系的な消費者教育の中にも入ってくるという理解でよろしいのかというのが1つと。

もう一つ、ポータルサイトの見直し、ぜひお願いしたいという話をしていたのですけれども、現在、どういう方がポータルサイトを見ているのかと、それから、将来、見直したときに誰に見てもらいたいのかというところ、状況を少しお聞かせいただければと思います。

○東会長 ありがとうございます。

ほか、もしありましたら、まとめて質問をお受けしますが、では、坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 ACAPの坂倉でございます。

事務局に1点質問なのですが、資料3-2のスケジュールを見ますと、「高度情報通信ネットワーク社会等に関する消費者教育への対応」の矢印が点線になっているのですが、この点線でここに書かれている意味といたしますか、あるいはここに向けた進め方へのお考えがもしあれば、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○東会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

それでは、この推進会議の進め方ということに関連しまして、原委員からの消費者教育コーディネーターに関する議論が今回の分科会に含まれていくのか。そして、ポータルサイトの見直しに関する現状、どういう方が見ているか、将来どんな方に見ていただきたいか。

そして、坂倉委員からの御質問、高度情報通信ネットワーク社会への対応、こちらの矢印が点線ということですが、この意味につきまして、御回答をお願いいたします。

○米山消費者教育推進課企画官 ありがとうございます。

実は、次回、日をあけずに、11月11日に先生方にお集まりいただくところで、分科会の内容等々について、また詳しく御意見を頂戴したいと考えているところでございます。現時点で事務局としまして考えているというか、ある程度進めようとしているところでございますが、原委員が最初に質問されました、分科会の中でコーディネーター云々というお話ですけれども、消費者教育推進計画といったものの中にも、各自治体ではコーディネーターのことをどうするという御議論が当然入っていますので、そういった意味では、コーディネーターの議論、今どうなっているのということは、分科会でも扱うことになろうかと思えます。

それとは別に、既に前回の地域連携分科会の取りまとめで御提言いただいています3つ、コーディネーター力の強化とかコーディネーター会議の開催という項目を挙げておりますので、コーディネーター会議といいましょうか、現場のコーディネーターの方の御意見をいただく会というのは、推進会議とは別に、事務方のほうで準備を進めてまいりたいと思っております。そういったことも、動きがあり次第、次回以降、御紹介あるいは御意見を頂戴したいと思っております。

それから、ポータルサイトも、一体誰が見ているのか、今、どんな状態なのかということで、実を申し上げますと、既に各都道府県や、ある程度専門家の先生方、任意ではあるのですが、アンケートを投げておまして、ポータルサイトをどんなふうに使っていますか、あるいは使っていないのかもかもしれませんが、そういった声を集めております。ポータルサイトの見直しそのものは、推進会議でご議論いただくというよりも、事務方で情報収集してまいりますので、それをまとめ次第、御提示しながら御意見を頂戴するとともに、例えばこんなふうになるといいな、こんなネットになるといいなというサイトのイメージが仮に出てきたとしても、コンピュータ上、可能なのかといった物理的な、システム的なことも考えないといけないといったことも実は検討しております。つまり、中身、つくりたいもの、使いたいものと、本当にそれが実現可能かといったことは、事務方のほうで進めてまいります。次回、そのあたり、11月のときにお話しして、先生方にはコンテンツの内容の御専門とか現場感ということで御意見いただければと思っております。

それから、坂倉委員のほうから御質問ありました点々でございますが、時期をどこにうつつけようかということなので、先ほど来、御説明もしていますように、問題意識としては、高度情報通信ネットワーク社会というものが今後どうなっていくのか。消費者一人一人としてどうなるのかということのも、もちろん重要であるし、それが制度として、今、こんな法律があるけれども、これは法律もなくてすき間だとか、例えばキャッシュレスにしても、いろいろな方がいろいろな動かし方といいましょうか、政府の中でもやっているところでございます。

なので、このあたりも整理しつつ、教育だけが突出して何かということとはちょっと難しいなというのが正直なところですが、啓発としては、各自治体でしたり、関係者の皆様方、既にやっただいている部分もありますので、その情報を踏まえながら、分科会に立ち上げる前に、例えば推進会議、本会でもう一度聞いていただくとか、御検討いただくといったことも含めて、時期未定の点々ということでございます。問題としては、取り上げてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、基本的に資料3-1の1枚目にあるような検討事項の柱、そして資料3-2にあるようなスケジュールに基づきながら、また詳細は次回以降に御提案いただくということで進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員 今、皆さんのほうから御意見出たのですが、ポータルサイトの全面見直しというテーマですが、ポータルサイトの全面見直しは手段なので、少し体系的な教材、今、進めていることの体系的な枠組みとか、大きなこととのつながりの文言を、ぜひテーマの中に入れていただきたいと思うのです。見直したことによって、何を目指すのかということところがタイトルからもわかるような、これは大きな柱になるので、そこを御検討いただけたらいかかと思っております。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、2点目については、ポータルサイトを見直すという文言、もちろん実際にはそういうことをしていくわけですが、本来、何のためにこれをしていくのか。恐らく消費者教育の有効な周知のさせ方とか、効果的・効率的な消費者教育の進め方といったところにかかわっての話かなと理解しておりますが、その点、表現の仕方は、また工夫させていただくということを含めて、御承認いただけたらと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それから、もう一点でございます。既に3点の検討事項の1点目に、もう分科会という形が入っているのですが、改めまして資料3-3にありますような形で、今期も恐らく今後幾つかの分科会を設置していくことになろうかと思っております。当座、ただいまの「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」を設置して進めていくという

ことになろうかと思いますが、この点につきましてもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、そのほか、少しお時間がある範囲で、この分科会の進め方などにつきまして、あるいはそのほかでも結構でございます。何か次回以降に向けて、御意見、アドバイス等ございましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 今回、前期に続きまして委員をお引き受けしましたので、3点ばかり申し上げたいことがございまして、お時間をいただきたいと思っております。

まず、教材に関して、今回、ポータルサイトのことがクローズアップされているわけですが、私も消費者教育に携わって、それなりの時間になりますけれども、世の中を見ておきますと、教材づくりには非常に熱心な方が多いと感じています。もちろん、新しいものをつくるのは喜びであり、教材を作りたいという思いを応援してあげたい気持ちもあるのですが、世の中に教材がかなりあふれてきていて、どう使うのかということについての創意工夫というものにもっとシフトしていくべきではないでしょうか。

例えば「社会への扉」という教材があるならば、これをどう使うのかにもっとエネルギーを使うべきように思います。基本的教材をどう使うのか、その教材を使った授業の展開の仕方等も、もっと工夫していく必要があるのではないかと考えます。

金融広報中央委員会の武井委員がお隣にいらっしゃいますけれども、私は金融経済教育推進会議の委員をしておりますので、そちらで、金融経済教育を担いたい方に、どなたにでも自由に使っていただけるコアコンテンツという共通教材をつくっていただきました。いろいろな方に消費者教育という分野に入っていくことが課題となっているわけですが、教材はすでにたくさんあるわけですし、それらをどう使うのかというところの教材が、むしろこれからの時代には求められているのではないかと感じておりまして、その辺への配慮が必要なのではないかと感じております。

第2点目としては、成年年齢引き下げがありますので、学校教育はもちろん大事なのですが、社会人対象の消費者教育や学校以外の場での消費者教育の展開も必要であり重要であることを申し上げたいと思っております。先ほど自分事ということをお願いしたけれども、自分事として捉えられる市民とか消費者というものを地域社会の中で育てることに力を入れていくべきと思っております。また、教える人と教えられる人という上下の構図ではなくて、ともに手を携えるという横の関係が、一定以上の経験・専門知識を持っている社会人を対象とする消費者教育においては必要とも感じております。

最後になりますけれども、コーディネーターの話になります。前期の分科会でも指摘をされていますが、消費者教育を実践できる人材が現状まだまだ限られていると思われていることもあり、人を中央から派遣することが行われていますが、交通費がかかるということで消費者教育を実施するのにお金がかかるということになるわけです。私は最近、地育

地教と申しております、消費者教育の担い手を地域で育てて、地域で教えていただくということを提言申し上げ始めているところです。地元の地域社会の中で消費者教育の担い手を育てていくことが必要であり、そのためにはそうした担い手の学びや教育の実践をサポートできる人が大事です、コーディネーターの役割がますます重要になっていると思います。東京から離れた地方では、東京のように数多くの紙媒体の教材を接することができないという事情がありますが、ポータルサイトであれば遠隔地でも容易に全国の優れた教材に接することができるようになるわけで、そのようにできるようにすることが、消費者教育の裾野を全国に広げることになるのではないかと考えております。この点、ポータルサイトは目的・手段なのですけれども、狙いとしては、教育の担い手を全国に広く育てることとしたうえで、加えて、教育に品質というのがあるのかどうかわかりませんが、多くの人の目に触れるようにして、教材の品質管理ができるような形に持っていくことが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

では、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村でございます。貴重な時間、発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

今後の進め方について、未定の部分も多いわけですが、提言を拝見しました。1つ気になったのが、成年年齢の引き下げというトピックがありまして、それに当たっては、当会議でも分科会を立ち上げて、全体会でも議論するなどして、きょうの取りまとめのところにも出ているわけですが、一方で、アクションプログラムというものが継続して、特に3年間、集中的に消費者教育をやる。消費者教育について検討する。そしてアクションプログラムの集中期間が終わった後も、長期的にずっと実践していくということになると思います。

そうなってくると、今はまだアクションプログラムの途上でもありますし、この教育推進会議の中では、アクションプログラム終了後も見据えてウオッチしていかなければいけないわけですが、この資料を拝見しますと、分科会をやって取りまとめも出たというところで、あとは実践段階なので、消費者庁さんなのか、法務省さんなのか、文科省さんなのかにお任せという感じも見受けられます。

うまいことバトンが渡っていれば、それはもちろん構わないわけですが、引き続き、渡したバトンはどこへ行ったのかということで、第1走者が我々であれば、第2、第3、第4走者はどこに行っているのだ、ということもウオッチしていく必要があるのではないかと。そのあたりについて、この資料の中からは余り見えてこなかったものですから、重要なポイントとして、一つ位置づける必要があるのではないかと認識しております。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員 萩原でございます。

1つだけ確認させていただきたいと思います。先ほど、私から、学校での実践を紹介させていただきましたけれども、学校で生徒さん等に講座をいたしますと、直接、子供さんたちへの教育はいいのですけれども、親御さんが知らないといけないだろうという話題は必ず出てくるわけです。そうした中では、親御さんの世代への教育が重要だと考えております。

実際には、若年者の教育がこれから大変重要という中で、今の親の世代は、高齢者の親の被害の見守りや介護をしなければいけないという状況でもございますので、中間にあたる親世代の教育についても少し検討の土俵に乗せていただきたいと思いますと思ってございます。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

あと、よろしいでしょうか。

それでは、もしそのほかございましたら、また随時、事務局のほうへお願いしたいと思います。

ただいま、いろいろ御意見をいただきました。ポータルサイトのことやら、教材があるだけじゃだめなのということ、これからそれがどういうふうに使えるような形になっていくのか、その辺の今後の課題ですね。あるいは、アクションプログラムとのかかわりで言えば、成年年齢引き下げのことも、こちらは取りまとめを出しましたけれども、引き続き、きちんとその行く末を見守り、チェックしていく必要があるということ。さらに、親世代の教育ということ。

恐らく、ほかにもいろいろ御意見おありかと思いますが、そういった委員の皆様の御意見も含めつつ、先ほどの3本柱を中心としながら、今期の推進会議を進めていくということにさせていただきたいと思います。

また、先ほど「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の設置につきまして、御承認いただいたところですが、この委員の選任につきまして、会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長一任とさせていただきます。また分科会のメンバーにつきましては、後ほど事務局のほうから、それぞれ御依頼させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回、第27回の会議は、以前、皆様に日程を確認させていただきました結果を踏まえまして、11月11日月曜日の午前10時から12時ということをお願いいたします。

それでは、きょうは、第4期の消費者教育推進会議のスタートの会議ということになりました。今期、引き続き、皆様にはどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第26回「消費者教育推進会議」を終了いたします。ありがとうございました。